

＜平成３１年度京都府「障害福祉サービス等情報の公表」計画＞

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働令第１９号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）（以下「障害者総合支援法等」という。）に基づき、「障害福祉サービス等情報の公表」計画を定めましたので公表します。

第１ 目的

障害者総合支援法等の規定に基づき、障害福祉サービス等（第２の４に定めるものをいう。）の情報の受理、調査及び情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、計画を定める。

第２ 報告に関する計画

１ 計画の基準日

平成３１年４月１日

２ 計画の期間

平成３１年(2019年)４月１日から平成３２年(2020年)３月３１日まで

３ 報告の対象となる障害サービス事業者

障害者総合支援法第７６条の３第１項及び障害者総合支援法施行規則第６５条の９の６並びに児童福祉法第３３条の１８第１項及び児童福祉法施行規則第３６条の３０の２の規定により、次に掲げる事業者（以下「事業者」という。）とする。

- ・ 計画で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
- ・ 災害その他京都府知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。
- ・ 新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業所の指定を受けたときに報告の対象となる。

４ 報告の対象となる障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

- ① 指定居宅介護
- ② 指定重度訪問介護
- ③ 指定同行援護
- ④ 指定行動援護
- ⑤ 指定療養介護
- ⑥ 指定生活介護
- ⑦ 指定短期入所
- ⑧ 指定重度障害者等包括支援
- ⑨ 指定施設入所支援
- ⑩ 指定自立訓練
- ⑪ 指定就労移行支援
- ⑫ 指定就労継続支援
- ⑬ 指定就労定着支援
- ⑭ 指定自立生活援助
- ⑮ 指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

- ① 指定地域移行支援
- ② 指定地域定着支援

- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）
 - ① 指定児童発達支援
 - ② 指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - ③ 指定放課後等デイサービス
 - ④ 指定居宅訪問型児童発達支援
 - ⑤ 指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援
- (6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - ① 指定福祉型障害児入所施設
 - ② 指定医療型障害児入所施設

5 報告の方法その他報告の実施に関する事項

(1) 報告の方法

事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ京都府知事へ報告することとする。

（公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可）。

(2) 報告の時期

事業者は、独立行政法人福祉医療機構からＩＤ、パスワードの送付があった日から次の期限までに、報告を行うこととする。

(3) 報告の期限

平成３１年４月１日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業者指定を受けた日から２箇月以内とする。

(4) 公表の時期

新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後１箇月以内

(5) 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

- ・事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があった場合、公表システムで速やかに変更を行うこと。
（公表システムで更新が不可能な場合は修正又は変更のあったときに、京都府知事に報告を行うこととする。）
- ・上記以外の情報については、年１回の定期的な公表システムでの変更で足りることとするが、変更時に随時公表システムでの変更を行っても差し支えない。

(6) 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、京都府知事から、障害者総合支援法第７６条の３第４項及び児童福祉法第３３条の１８第４項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、京都府知事の指示により、調査又は公表を行うこと。